

平成 30 年 10 月 15 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、広島三栄ボクシングジム（以下「広島三栄ジム」という）所属ボクサーである板垣幸司（ライセンスNo.36067）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 広島三栄ジム板垣幸司選手は、平成 30 年 10 月 12 日後樂園ホールでの試合においてコンタクトレンズを装用して試合に臨んだ。

コンタクトレンズ装用は J B C ルール第 85 条 4 項で禁止されており、当財団は板垣幸司選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、広島三栄ジムのクラブオーナーである藤本雅義（ライセンスNo.18346）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、藤本会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション